

療育手帳交付申請（新規）について

提出書類

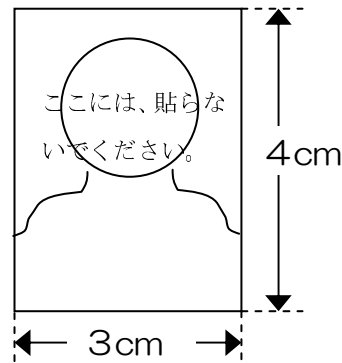
H20.5 改訂

①療育手帳交付申請書

- ・申請者は障害者（児）本人か保護者のいずれかです。
保護者・・・親権を行う者、配偶者、後見人その他のもので現に知的障害者（児）を監護する者です。

②写真 2枚

- ・療育手帳に貼付する写真が必要となります。
(もう1枚は申請書に貼付します。)
- ・写真は、横の図のように脱帽、上半身を写したものを用意してください。
- ・サイズは縦4cm・横3cmです。
- ・裏面に、住所、氏名、生年月日を記入してください。



上記の書類が揃いましたら、お近くの各支所地域市民福祉課（三芳支所を除く）、市民課又は社会福祉課へ提出してください。

留意事項（18歳未満）

- ▷ 君津児童相談所で判定を行います。面接日等の連絡は、君津児童相談所から保護者に連絡がいきます。療育手帳は、申請から交付まで1～2ヶ月程度かかります。
また、面接日によっては、それ以上かかることがありますのでご了承ください。
- ▷ 手帳の交付は、原則受付した窓口から交付します。他の窓口で交付を希望する場合は申請時にその旨お伝えください。（交付場所は各支所地域市民福祉課（三芳支所を除く）、市民課又は社会福祉課に限ります。）
- ▷ 手帳交付の際に、受領印が必要となりますので印鑑をご用意ください。

留意事項（18歳以上）

- ▷ 知的障害者かどうかは、概ね18歳までの生育期に知的な発達の遅れがあったかどうか要件となるため、社会福祉課職員（調査員）が、生育暦等について本人・保護者に対して調査に伺います。調査日については、社会福祉課から後日連絡をします。
- ▷ 調査が終了しましたら、千葉県中央障害者相談センターの面接判定を行います。
面接判定は、所内判定（千葉リハビリテーションセンター内）と出張判定（館山会場は、田村病院）がありますので、希望により選択できます。出張判定（館山会場）は、毎月第4火曜日の月1回となります。
面接判定の日時については、通知でお知らせします。
- ▷ 療育手帳は、申請から交付まで、1～2ヶ月程度かかります。
また、面接日によっては、それ以上かかることがありますのでご了承ください。
- ▷ 手帳の交付は、原則受付した窓口から交付します。他の窓口で交付を希望する場合は申請時にその旨お伝えください。（交付場所は各支所地域市民福祉課（三芳支所を除く）、市民課又は社会福祉課に限ります。）
- ▷ 手帳交付の際に、受領印が必要となりますので印鑑をご用意ください。

問い合わせ先
南房総市保健福祉部社会福祉課
(三芳保健福祉センター内)
TEL 0470-36-1151
FAX 0470-36-1133

